

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となります。

※見積もる契約金額とは、消費税を含む金額です。

また、入札書の提示までに入札保証金免除に該当することを確認できる書類又は入札保証金が納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の納付方法

(1) 入札保証金納付書発行依頼書（第 7 号様式）及び債務者登録票（第 8 号様式）に必要事項を記入し、令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時までに農業研究センター石垣支所へ提出する。

(2) 農業研究センター石垣支所が発行した納付書にて、令和 6 年 6 月 13 日（木）までに納付書に記載されている取扱金融機関で入札保証金を納める。

※納付書は、入札保証金納付書発行依頼書に記載された住所へ郵送します。

(3) 納付後、領収書の写しを入札前（令和 6 年 6 月 13 日（木））午後 5 時までに農業研究センター石垣支所担当者へ FAX（0980-83-0117）にて提出し、原本は入札日当日に持参する。

3 入札保証金の還付等

(1) 落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書（第 9 号様式）を農業研究センター石垣支所担当者へ提出する。受領後、約 2～3 週間後に指定された口座へ振り込む。

(2) 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

4 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出した場合。

提出書類：保険証券

提出期限：令和 6 年 6 月 13 日（木）午後 3 時まで

(2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行し

ないこととなるおそれがないと認められるとき。

提出書類：同種・同規模の履行実績確認票（第2号様式）及び契約書（写）

提出期限：令和6年6月7日（金）午後5時まで

※一般競争入札参加資格確認申請書と併せて提出すること

留意事項：過去2箇年とは令和4年5月17日以降に履行期限が到来した契約実績とする。

【関係法令等】

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の入札保証金）

第百六十七条の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

沖縄県財務規則（抄）

（入札保証金）

第100条 令第167条の7（令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上とする。